

# 大熊町耐震改修促進計画

令和5年11月

大 熊 町

## 目 次

1	基本方針	.....	(1)
2	耐震化の現状及び目標	.....	(2)
	(1) 想定される地震の規模、被害の状況		
	(2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定		
3	住宅耐震化の実施計画	.....	(3)
	(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針		
	(2) 住宅の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策		
	(3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備		
4	建築物耐震化の実施計画	.....	(4)
	(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策		
	(2) 優先的に着手すべき建築物の設定		
5	その他の耐震化を促進するための施策の概要	.....	(5)
	(1) ハザードマップの作成・公表		
	(2) 相談体制の整備		
	(3) パンフレットの作成とその活用		
	(4) 地域住民との連携		
	(5) その他		

# 大熊町耐震改修促進計画

## 1 基本方針

平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では多くの尊い生命が奪われましたが、地震による直接的な死者数の9割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

また、倒壊した建築物は、避難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招きました。

このとき倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年6月1日に改正施行された建築基準法の耐震関係規定に適合しない住宅・建築物（以下「旧基準建築物」という。）でした。

その後、平成16年新潟中越地震、平成17年福岡県西方沖地震、平成19年の新潟県中越沖地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震など近隣県を含めて大規模地震が頻発し、平成23年年3月11日には、東北地方太平洋沖地震が発生しました。この大地震は、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震で、自然災害としては戦後最大となる甚大な被害をもたらしました。

そして、令和3年2月にマグニチュード7.3、最大震度6強、令和4年3月にマグニチュード7.4、最大震度6強の2つの福島県沖地震が発生し大きな被害を受けました。

当地域においては、今後、想定東北地方太平洋沖地震や直下地震の発生が懸念されており、本町への影響も無視できない状況にあります。

本町においては、これまで、発生が予想される大地震から町民の生命を守るために、主として木造住宅等の耐震化を総合的かつ計画的に促進すべく平成21年8月に「大熊町耐震改修促進計画」を策定して、建築物の耐震化に取り組んできたところです。

その後、令和3年度に、これまでの計画に必要な見直しを加えた第2期の福島県耐震改修促進計画が策定されました。また、本町においては、令和4年6月から特定復興再生拠点区域について避難指示が解除になり、居住が可能な地域が拡大されたことから、今般、本計画の見直しを行います。

## 2 耐震化の現状及び目標

### (1) 想定される地震の規模、被害の状況

本町は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第3条の規定により「防災対策推進地域」に指定されており、今後、震度6弱以上の地震発生が予想されています。

また、福島県地域防災計画においては、本町に大きな影響を及ぼす地震として、「想定東北地方太平洋沖地震」と「各市町村直下の地震」が想定されています。

表1 定量被害想定結果の概要（福島県地域防災計画：地震・津波災害対策編）

区 分	想定東北地方太平洋沖地震	市町村直下の地震
震 源 地	東北地方太平洋沖	町直下
マグニチュード	9.0	7.3
県内最大震度	7	—
全 壊 棟 数	県内 31,971 棟	町内 412 棟
最 大 死 者	県内 1,651 人	—
負 傷 者 数	県内 14,276 人	—

### (2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

住宅の耐震化促進は、大地震による被害を減らす最も有効な手法とされています。

大地震が起これば大きな被害が生じることとなり、倒壊した建築物が消火や救援・救助活動に必要な道路をふさぎ、火災の延焼路となる可能性があります。

これら、住宅の被害を少なくすることは、災害時の復興対策・負担（居住箇所の確保・復旧、医療・救援物資負担等）の軽減にも繋がることから、耐震化の促進は個人の財産の問題を超えて、社会的な要請と考えられます。

#### ① 住 宅

平成21年8月計画策定時は、町内の居住世帯のある住宅4,304戸のうち耐震性能がある住宅は約3,021戸、耐震化率は70.19%と推定していました。

また、その時点では、住宅の耐震化率を平成27年度までに90%とすることを目標としていました。

住宅の状況を把握する資料として、5年ごとに全国的に実施される「住宅・土地統計調査」の結果分析が有効ですが、本町は東日本大震災の影響で、平成25年及び平成30年は実施されていませんので、詳細な状況は把握できていない状況です。

現状を見ると、東日本大震災以降、居住が長期間制限されてきたことから、解体された住宅および解体予定の住宅が多数あり、旧基準建築物は明らかに少なくなっていると推測できます。また、新たに災害公営住宅、再生賃貸住宅、東京電力宿舎、町職員宿舎などが建築されていますので、耐震性が不十分な住宅はほぼ解消されている状況です。

今後もこの状況を継続することを目標とします。

## ② 特定建築物等

本町には、平成21年8月に耐震改修促進計画を作成した時点で建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「法」という。）第14条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物が総数46存在し、このうち39棟（84.78%）の建築物については耐震性能を有することを確認しており、残りの7棟については、耐震診断を行っていないか又は耐震性能がない状態にありました。

この7棟については、現在は、解体済み又は使用されていない建築物となっています。

使用されている特定建築物は12棟ありますが、すべて耐震性能が確保されています。

なお、法第14条第2号に規定する危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物はありません。

また、法第14条第3号に規定する地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（福島県地域防災計画及び大熊町地域防災計画で指定するもの。）（以下「指定道路」という。）の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物は、平成21年計画で1棟存在していましたが、現在は、該当道路の道路改良により沿道建築物ではなくなりました。なお、帰還困難区域のため使用されていない建築物となっています。

平成30年に法施行令が改正され、指定道路沿道にある一定規模以上の既存耐震不適合ブロック塀等にも耐震診断を義務付けることが可能となりました。なお、町内の指定道路沿道には該当するブロック塀等は設置されていません。

## 3 住宅耐震化の実施計画

### （1）耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

住宅の耐震化を促進するためには、住宅の所有者等が地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取組むことが不可欠です。

こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている問題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

## (2) 住宅の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

町内に定住するための住宅取得・修繕費用や戸建住宅を賃貸するための修繕費用に対する補助事業を創設しており、修繕の対象住宅が昭和56年5月31日以前の旧基準建築物の場合は、耐震診断費用も含めて支援します。

また、町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取組むとともに、国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていきます。

## (3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

### ① 適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制、報告書様式、写真データの作成方法等を定めた「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領」（令和4年8月改正）を活用するとともに、地域の建築士及び大工、工務店が連携した体制の整備に努めます。

### ② 町民への啓発活動

耐震診断及び耐震改修に関する各制度等の広報を町広報誌により行うことはもとより、定期的な防災関連記事等の町広報誌への掲載に努め、町民の防災意識の向上を促します。

また行政区長会議等町主催各種会議等での積極的な広報に努めます。

### ③ 耐震診断及び耐震改修の技術力の向上

町内の建築士及び大工、工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力の向上のため、福島県等が実施する講習会等への参加を呼びかけます。

## 4 建築物耐震化の実施計画

### (1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

#### ① 事前の対策

近年の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井材の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。このため、町では県と連携し被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、建築物所有者へ必要な対策を講じるよう今後も引き続き指導します。また家具の転倒により尊い命が失われた例もあることから、住宅の身のまわりの家具の転倒、落下防止対策にも力を入れて啓蒙を図ります。

#### ② 地震発生時の対応

地震により建築物が被災したとき、応急危険度判定が必要な場合には町は判定実施体制を整備し、県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受入れ体制の整備等必要な措置を講じます。

また、被災建築物の復旧のための住宅相談を総合的に受入れられるよう、その体制整備を検討します。

なお、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備についても検討します。

(2) 優先的に着手すべき建築物の設定

① 地震発生時に重要な役割を担う建築物

- ・地震が発生した場合において災害対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物 避難施設となる建築物、その他防災上重要な建築物
- ・法の規定に基づく特定建築物

② 地震発生時に通行を確保すべき道路

重点的に耐震化すべき区域は、「福島県地域防災計画」及び「大熊町地域防災計画」に定められた緊急輸送路、避難路、並びに避難施設等の沿道とします。

表2 「福島県地域防災計画」に指定された路線

種別	路線名等		区 間	備 考
緊急輸送路	国道	6号	茨城県境～宮城県境	一次確保路線
	高速自動車道	常磐自動車道	茨城県境～宮城県境	一次確保路線
	国道	288号	全線	二次確保路線
	主要地方道	いわき浪江線	国道6号～四倉IC	二次確保路線
	一般県道	小良ヶ浜野上線	国道6号～大野病院	二次確保路線

県の緊急輸送路を補完するために順次、町の緊急輸送路を指定し、円滑な災害応急対策活動につなげます。

③ 町有建築物

「大熊町公共施設等総合管理計画」において、耐震性能が確認できない町有建築物は点検・診断を行い、再利用する場合は改修工事等により利用者の安全を十分に確保した上で再開することとしています。

5 その他耐震化を促進するための施策の概要

(1) ハザードマップの作成 ・公表

福島県の支援と協力により建築物の所有者等の意識啓発を図るため、「発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）」を作成しているところですが、東日本大震災以降の現況の住宅・建築物の状況を反映した地図の作成を検討します。

## (2) 相談体制の整備

耐震診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、町民からの様々な建築関係の相談に応じることができるよう体制整備に努めます。

なお、技術的な内容については福島県土木部建築指導課や福島県相双建設事務所建築住宅課、耐震改修をはじめとするリフォーム工事等については福島県消費生活センターや福島県建設工事紛争審査会をはじめとする担当課と連携して対応することとします。

## (3) パンフレットの作成とその活用

耐震診断や耐震改修の促進を図るパンフレット等を活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めます。また、住生活月間や建築物防災週間、違反建築物防止週間等の機会を捉え集中的な普及啓発を図ります。

## (4) 地域住民との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が協力して地震対策を講じることが重要です。

町は、福島県より専門家や技術者派遣等の支援を受け防災講習会を開催するなど地域住民と連携しながら耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めるとともに、災害弱者となりやすい世帯等の把握にも努めます。

## (5) その他

本計画は、原則として5年ごとに、また社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し、必要に応じて見直しを実施します。

なお、耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。